中世初期イングランドにおける集会をめぐって

(西洋史学研究室) 森 貴子

Assemblies in Anglo-Saxon England: A Recent Historiography

Takako MORI

(平成26年6月16日受理)

I. はじめに

アングロ・サクソン期イングランドの諸史料には、「集会」を意味する用語がたびたび登場する(最も一般的には古英語で(ge) mot) (1)。しかしその機能や実態に関しては、特にイギリス学会においては、長らく本格的な研究対象とされることがなかった。要因の一つとして、中世初期の集会に近代議会制度の直接的起源を求めるホイッグ史観に対する反省が、このテーマへの注目を躊躇させてきたことがあげられる。L・ローチによれば、

「確固たる<事実>と<証拠>を基礎に、科学的かつ議論の余地のない解釈を打ち立てる試み」のなかで、「目的は近代諸制度のアルカイックな起源をたどることではなく、中世初期イングランドをそれ自体の基準に照らして評価することにあった。王国を統治する際に集会が持つ政治的重要性が疑われたことは決してなかったが、それら(集会)が研究対象として中心的地位を占めることは、もはやなかった」⁽²⁾。

しかし近年、状況は変化しつつある。J・キャンベルらに牽引された「アングロ・サクソン末期国家」論では、 王権の強さや国家制度、王の法典の役割などを論ずる中で、集会にも光が当てられている。さらに最近では、集会そのものをタイトルに掲げて、具体的形態、機能、王国統治における位置づけを検討する試みも登場した。そしてそこからは、近年の「国家」論の枠組みには収まりきらない、あるいはこれに修正を迫るような論点が提出 されている。そこで本稿では、最近の業績を紹介することで、集会研究の可能性を探ってみたい。ただし、裁判 集会に関する議論は、州に関するものを除いて、ここで は扱わない。裁判を含む紛争解決については取り上げる べき業績が多く、また議論が多方面に及ぶため、稿を改 めて紹介することにしたい。

II. 「アングロ・サクソン末期国家」the 'late Anglo-Saxon state' 論と集会

近年の議論では、10世紀のウェセックスによるイング ランド統一以降に関して、国家の成長を高く評価する傾 向が強い。キャンベルがその代表で、アングロ・サクソ ン末期国家は「効果的な中央権力、一様に組織された制 度、国家の言語、国家の教会、画定された国境…そして とりわけ国家としてのアイデンティティを強く自覚した 実体」であり、「イングランドの組織は非常に古い土台を 持つが、統治者は大規模に変革を成し遂げることができ た」としている⁽³⁾。また S・バクスターのリストによれ ば、この国家は、①効果的で中央集権的に組織化された ネットワークと、②とくに貨幣制度を通じて、豊かで成 長を続ける経済を活用する能力を持つ。また、③国王に よる法や裁判行政へ積極的介入が見られると同時に、④ 強い集団的アイデンティティと、⑤統合された政治構造 をもつ。さらに、⑥国王直轄地の広さと各地への分散、 ⑦国王が土地(と役職)の分配を通じて貴族層に及ぼす

強い影響力、®国王統治に(反するのではなく)添うように機能する領主権といった特徴を数え上げることができ、これらがまさに末期国家の強さを説明するとされる(4)

それでは、こうした議論のなかで、集会はいかなる位 置づけを与えられているだろうか。キャンベルは、国家 制度の精巧さや規則性、立憲主義的要素を主張するため に、集会に言及する。アングロ・サクソン末期の国家で は会議への参加が重視されており、それゆえ正式な手続 きを重んずる国家だった⁽⁵⁾。バクスターのリストでは、 ①のネットワークに関して、位階的に機能する公の集会 (国王の顧問 counsellor からなる集会、州集会、ハン ドレッド集会、その他在地の集会)が指摘され、さらに ⑤の政治的統合を果たすためには、多数が参加する集会 がきわめて重要だったとされている⁽⁶⁾。しかしながら、 「アングロ・サクソン末期国家」論での集会の扱いは、 ほかの論点(強力な王権や制度)への「付け足し」 side-show である傾向が強く、集会そのものが十分に検 討されているとは言い難い⁽⁷⁾。また、大陸に関する研究 動向を積極的に摂取した論者によれば、ドイツ学界を中 心に、合意に基づく個人間の紐帯を国家の構成基盤とす る見方が押し出されており(「合意に基づく統治権力」

'konsensuale Herrschaft')、そこでは集会は中核的位置づけを与えられている。翻ってイングランドについては、王権の最も強力で官僚制的な側面ばかりが探求され、集会は中央権力の持つ統治手段の一つとされているにすぎない⁽⁸⁾。以上の問題意識から出発して、国家と集会の関係を再検討する試みが現在進められており、これはまずは「賢人会議」(バクスターのいう「国王の顧問からなる集会」)への注目というかたちで現れている。

III. 賢人会議 witenagemot

王の面前で開催された集会は、同時代の史料では、古 英語で witan と表現されることが多い(ラテン語では sapientium conventus)。witan は字義通りには「賢人 たち」 wise men を意味するにすぎないが、 witenagemot の省略形として、多くの参加者からなる 集会を指していたとされる⁽⁹⁾。これをどのように訳すか は集会の評価に関わる重要な問題であり、本稿では「賢 人会議」にとどめておきたい⁽¹⁰⁾。とはいっても、参加 者が見識の点で特に優れた人物に限定されていたわけではなく⁽¹¹⁾、各地から多様な層が集う場であったことに注意したい(参加者については後述する)。

6世紀末以降については、文字史料から賢人会議の開催が確認できる⁽¹²⁾。また、発掘の進んだ Yeavering からは、7世紀前半のノーザンブリア諸王の住居跡とされる遺構が多数発見されているが、その一角を占めた半円形の階段式劇場('Building E')は、定期的な集会場との印象を与える⁽¹³⁾。ただし、賢人会議の具体的形態や機能を議論できるだけの素材が揃っているのは、10世紀以降についてということになる⁽¹⁴⁾。

1. 王文書と賢人会議

賢人会議を考察する手がかりは、諸王の制定した法典、 アングロ・サクソン年代記などの叙述史料、そして王文 書 diploma である。ところで、王文書を賢人会議の直 接の情報源として活用できるようになったのは、1980 年に出版された S・ケインズの著作によるところが大き い⁽¹⁵⁾。それ以前に影響力を持った P・シャプレの議論 では、王文書の作成は、その主要な内容である土地譲渡 が賢人会議で証人たちに認証された「後で」、受領者に よって在地で行われたとされていた(16)。作成の基礎と なったのは会議で記録された覚書だというが、これの再 利用の可能性が指摘されるなどして⁽¹⁷⁾、結果的に王文 書と賢人会議の結びつきが低く評価されることになって しまった。これに対してケインズは、様々な文書庫に由 来する王文書の形式的一貫性を指摘して、少なくとも 10世紀以降は国王書記の手によると主張していた(18)。 また、王文書の構成要素である証人リストを分析した結 果、これが規則性を持ちつつも、他史料から確認できる 「現実」と適合した変化(死亡や追放が確認できる個人 名のリストからの削除/個人の地位の上昇と一致した、 リストでの序列の変更)を見せていることから、書記が 会議の現場で正確な情報を入手していた可能性が高いと する(19)。さらにシャプレ学派が強調する、文書作成に 要する技術と時間については(20)、つい最近出された論 文で以下のように論じている。王文書が権利証書として の機能を持つようになると、土地譲渡を認証する儀式 (=賢人会議)の際に必要とされたはずである。これは 譲渡の象徴としての機能のためだけでなく、とくに自分

では書記を準備できない俗人受領者が持ち帰るためでも ある。作成に必要な知識(各々の譲渡に関わる個別情報 だけでなく、文書の定式や体裁に関する)を、国王の書 記たち(所謂 'Æthelstan A'、'Æthelstan C'、

'Edmund C'、'Edgar A'など)は先例を利用しつつ効果的に収集して、王文書を完成させることができた ⁽²¹⁾。また、この点でケインズの理解に従ったローチによれば、賢人会議の開催期間を数日間とする最近の見方を前提に、王文書作成の時間は十分にあったという。そして、受領者名と所領の詳細(所領名と境界標示)がもともとは空欄だった顕著な事例を引いて、これが、「フォーム」として準備された文書に、会議中に詳細が書き込まれて完成をみた明白な証拠とした ⁽²²⁾。こうして王文書に対する理解が進むとともに、現在では、これを賢人会議の直接の所産として用いることが可能となったのである。

2. 具体的形態

(1) 開催頻度・期間・時期

前述の理解を前提に利用可能な史料を総動員して、賢人会議の具体的形態の解明が行われている。以下、簡潔に整理してみよう。まずは頻度だが、一年に3回から6回の間で開催されており、期間に関する直接の言及はないが、大陸や後代の事例から五日間程度だったと推測されている(23)。教会の祝祭日(クリスマス、復活祭、聖霊降臨祭そして聖人の祝日)前後に開催される傾向があるが、戦闘での歴史的勝利の日付と一致するものや、外交的性格の場合は各々の都合を調整して設定された場合もあるとされている(24)。

(2) 場所

賢人会議の開催地は固定されておらず、国王の巡行と密接に関連しているという。最も一般的なのはウェセックス中部の王領地で、これは統一王権がウェセックス起源であること、王領地の多いその領域は食料等の調達に適していたことを要因とする⁽²⁵⁾。もちろん、デーン人との和平締結などの特別な機会には、遥か遠方で開催されることもあった(その場合、都市的性格を持つ定住地が好まれたという)⁽²⁶⁾。ホールなどが利用されることはまれで、通常は屋外で開催された⁽²⁷⁾。王領地であり、10世紀に賢人会議が三回開催されたことが知られる

Cheddar (サマセット北部) については、発掘によって 明らかとなった住居の規模がそれほど大きくないため、 出席者はテントあるいは野外での滞在を余儀なくされた と推測されている⁽²⁸⁾。

(3)参加者

参加者を知る手がかりは、何と言っても王文書の証人 リストである。この点で際立っているのが、エセルスタ ン王 (在位 924 or 925-939 年) の宮廷で書記として活動 した、所謂 'Æthelstan A' の存在である。928 年か ら 35 年まで、王文書の起草・作成を一手に引き受けて いたとされるこの人物についての詳細は、分かっていな い(ケインズによれば、おそらく国王付き司祭だった) (29)。しかし 'Æthelstan A' の手による王文書が示す 特徴―各々の文書が発給された場所と日付が必ず明記さ れていること、そして証人リストの詳細さ一は、賢人会 議を再構成する鍵とされている。この証人リストに基づ いて、J・R・マディコットは出席者について少なくと も 100 人と見積もったが、200 人から多い時は 600 人 に上ったとする論者もいる⁽³⁰⁾。当然のことながら、時 期による変動も指摘されている。例えば、アルフレッド 治世(ウェセックス王在位 871-99 年)の王文書で証人 リストが短いのは、書記の問題というよりも、ヴァイキ ングの脅威という現実を反映している(境界防備のため に、会議に参加できない俗人有力者が多数いた)。反対 に、エセルスタン以降証人リストが長くなるのは、拡大 した王国の統合を進める中で、各地から大勢が参加する 賢人会議の重要性が高まったからである(31)。

個別の参加者についても、リストにおける序列と称号をもとに考察されている。リストにおける序列は、たいてい、国王、大司教、司教、修道院長、エアルドルマンなどの貴顕それから在地戦士層セインと続く。そしてある特定の有力者が一定期間リストに登場しない、あるいは間欠的に登場することの意味を巡って、書記がリスト化する際の選択基準と当時の政治状況を絡めた解釈がなされている。例えばスカンディナヴィア系の名を持つエアルドルマンがリストに不定期に登場するわけは、書記による省略よりも、遠方からの参加という事情をもとに彼らが案件に応じて招集されたことを示すという。この点を詳細に論じたローチは、各々の案件にとって重要な証人は省略されなかったはずとの立場から、一貫してリ

ストに登場する古参のエアルドルマンと司教たちを、賢 人会議にとって最重要な層と位置づけている。そして、 王国を代表する彼らの規則的出席を、会議構成員が「国 王の恣意的選択によるものではない」ことの証拠として いるが⁽³²⁾、この主張は、王国統治の特質を考える際に 重大な意味を持つ。

(4) 内容

賢人会議は、聖・俗の別をはじめとして議題の性格によって区別されることはなく、一回の開催で多岐にわたる内容が扱われたとされる。具体的には、軍事や外交に加えて、法の発布、紛争解決、土地・特権譲渡の認可、高位の役職者の任命、経済(商業や貨幣制度)に関する事柄などが指摘されている(33)。また、国王戴冠式のような特別な儀式が執り行われる場合もあった(34)。これらはいずれもわれわれの想定の範囲を大きく超える内容ではないが、最近の研究で興味深いのは、賢人会議でこれらの議題が討議される、その「あり方」を俎上に載せたところなのである。

3. 機能-対話と合意形成-

賢人会議は実際にどのように行われていたのだろうか。 この困難な課題に取り組む上で示唆に富むのが、2003 年に出された C・インスレイの業績である⁽³⁵⁾。比較的 短いこの論文は、史料を新たな視角から読み直すことで 賢人会議の現場に接近できることを示しており、注目に 値する。取り上げられるのは、エセルレッド二世(在位 978-1016 年) 文書の持つ、次のような特徴である。す なわち、①国王が土地を返還する際に、「若き日の過 ち」に言及していること、また、②国王が没収した土地 を譲渡する場合に、没収の経緯への詳細な説明が付され ていることである⁽³⁶⁾。これらをいかに解釈すべきか。 ①については、例えば、997年の王文書でエセルレッド は、「余の少年時代のあまりの若さのせいで、長い間余 自身のために簒奪していた」ipse ob enormem pueritiae meae iuuentutem mihimet aliquandiu usurpaui 土地を教会へ返還しているが(37)、王文書が賢 人会議で作成されたことを前提にすれば、これは国王が 会議の場で謝罪していたことを示す。②については、エ セルレッドが治世中に散発的に行使した、恣意的な追放 や財産没収が手がかりとなる。つまり、②のような王文

書の存在は、賢人会議で提出された、強引な没収への批判に対し、国王が自らの行為の正当化のために応答していたと解釈できるのだ。エセルレッドのものも含めてそれ以前から、王文書の一部に賢人会議の同意への言及があることは知られていたが(「余の賢人たちの同意のもとに」cum consensu meorum sapientium) (38)、インスレイの考察は、この同意が国王とエリートたちとの対話を通じて獲得されていたことを、印象的に示している。

「法典」を対象に、賢人会議の機能にアプローチする 取り組みも進められている。そこでまず確認されている のは、国王が発布したとされる法典のほとんどに賢人た ちへの言及があり、さらに一部は序文で、法制定の際に 彼らの助言と同意があったと明言していることだ。これ だけでも賢人たちの役割が受動的な聴衆以上のものだっ たことが予想されるが、さらに踏み込んで検討したのが ローチである⁽³⁹⁾。所謂エセルスタン法典にみられる規 定の一部改正に着眼して、これを賢人会議での討議の結 果とした。すなわち、第二法典の商業に関わる規定(都 市外での商取引と日曜日の商取引を禁止する)が、第四 法典で廃止されていること(「都市での商取引と日曜日 の商取引に関するものを除いて…すべての法が守られな ければならない」ut observentur omnia iudicia … preter mercatum ciuitatis et diei Dominice) (40), \(\pm\) た第六法典で死刑を科される年齢が 12 歳から 15 歳に 引き上げられていること、これらの背景には、法が発布 された賢人会議で在地の事情などをめぐって議論する、 国王とエリートたちの姿があるという(第六法典につい ては、該当箇所にある「この件について共に討議した者 たち」 be he hit wiðraedde との文言がさらなる裏付け だとされる)(41)。国王は状況に応じた法の改正を厭わ なかったのであり、その基礎となったのが賢人たちとの 対話であったというわけだ。

インスレイは王文書を賢人会議のただ中におくことで、対話の「こだま」を聞き取ろうと試みた。ローチは賢人会議で行われた法典の改正をとりあげて、国王と賢人たちの間で交わされた議論を浮かび上がらせた。これら二人の仕事に共通しているのは、賢人会議を中心に据えて史料を読み直すことで、その機能と実態に迫ろうとする姿勢である。さらに注目すべきは結論の一致で、賢人会議は国王とエリートとの対話の場であり、そこでは説得

や妥協や交渉を通じて合意が目指されていたというので ある。賢人会議の持つ合意形成機能は近年では他の論者 によっても指摘されてきているが⁽⁴²⁾、インスレイと ローチの仕事はこの点を会議の現場により接近して証明 しようとしており、説得力を持つ。ではこのような機能 を果たす賢人会議は、アングロ・サクソン末期国家論と の関連でいかなる意味を持つだろうか。まずローチの主 張を聞こう。そもそも王文書も法典も、賢人たちに言及 がないものはほとんど見当たらないことから、国王(お よび宮廷) は単独で行動することはできず、有力なエ リートたる彼らを必要としていた。国王の自由な選択で はなく、その影響力ゆえに会議を構成した彼らは独立し たプレーヤーであって、国王の権力は(少なくとも一部 は)彼らの同意と支持に依存していた。したがって国王 にとって賢人会議は、エリートたちの同意を得るための 貴重な「機会」であり、単なる王の機関などではないと いう(43)。本稿で扱う余裕はないが、ローチの著作が、 エリートたちを惹き付ける装置として儀式や会議での振 る舞いにかなりのページを割いている理由も⁽⁴⁴⁾、王国 統治における合意を重視する立場からすれば、容易に理 解できよう。また、王権成長の鍵は対話を通じたエリー トたちとの関係構築にあるとするインスレイも、彼らに 国王の統治を納得させるために用いられた仕掛けという 観点から、王文書の文言やレトリックを再検討すること を提唱している(45)。こうして最近の賢人会議研究が明 らかにしたのは、アングロ・サクソン末期国家論が強調 する成長の背後には、より水平的な個人的紐帯や儀礼に 代表される「非公式」で「象徴が機能する」領域が横た わっていたことであり、国家の本質を理解するためには この観点からの考察が必要不可欠だということである。

IV. 在地集会

以上のように、国王を中心とする賢人会議の考察が進み、その再評価が行われると同時に、在地—州や下部組織であるハンドレッド—での集会に関しても、本格的検討が緒についたといえる。やはりアングロ・サクソン末期国家論に牽引されて、これをタキトゥスの描いたゲルマン的「民衆集会」の後継とみるよりも、役人を通じた国王による支配の実行機関とする立場が有力となっており、この点で理解が刷新されたといってよい。10世紀

半ばのエドガー王治世の法典では、州集会は一年に二回、ハンドレッド集会は四週間に一回開催されるべきとの規定があるが、そこでは裁判をはじめ、王や賢人会議から出された指令の伝達その他の諸活動が行われたと考えられている (46)。そして文書や叙述史料からその実態を解明する作業は始まったばかりだが、それでも法典での規定との比較を通じて、興味深い論点も浮かび上がってきている。この点は紛争解決に関する次稿で扱うこととして、以下では、州集会およびハンドレッド集会の活動を、地域における協働行為として描写した業績に注目してみたい。

1. 州集会

すでに述べたように、アングロ・サクソン末期国家論 では、王権による在地集会の位置づけと活用が、実効力 のある王国統治の基礎とされる。そうだとすれば、王権 の側からの把握だけでは不十分で、地域が恊働行為を通 じて成長するプロセスに着目し、その上で地域と王権と の関係を具体的に解明していく必要がある。この点で、 ケントを中心に州共同体の活動を析出しようとする、鶴 島博和氏の試みが参考になる。2004年の論文で鶴島氏 は、主として州集会での訴訟に関する二つの文書を対象 に、地域における「よき人々」の登場を指摘し、さらに 彼らに代表される「地域」が統治組織に組み込まれる様 子を描き出した(47)。 すなわち、980 年代から 990 年代 にかけての文書は、土地を巡る係争の際に多くの「よき 人」(文書は 1000 人としている。god ten hundan mannan) が宣誓を行ったことを伝えている。州集会に 集まった彼らは、記憶をたよりに土地所有に関する証明 を行うと同時に、その場での決定を記憶してまた次の機 会に備えるのである。地域の問題解決に寄与できる彼ら こそが「地域」であり、それは州集会への参加をはじめ とする不断の実践によって構築されるという。次に 1000 年前後の文書だが、ここからは州集会での裁判プ ロセスとともに、前述の文書でははっきりしなかった、 国王の関与が明確に見て取れる。まず、国王に対して請 願が行われる。次に国王はカンタベリ大司教に令状と印 璽を送り、州のセインたちに問題を解決するよう命じる。 そしてカンタベリに大司教やセインたちが集まり、審議 が行われた。鶴島氏によれば、ここで在地有力者たるセ

インと表記されているのが、前述の文書での「よき人」にあたる⁽⁴⁸⁾。彼らは国王から訴訟両当事者の言い分をよく聞き、正しく解決するよう命じられている。論文の結論部分で引用された 11 世紀中葉の令状(やはりケントに関する)では、国王が「我が意思はセインたちによってなされた決定を支持することなり」と宣言しているが、地域統治における国王のこの基本的態度は、州共同体(「よき人々の社会」)の存在を抜きには語れない。

氏の論文は、地域の捉え方、裁判での証書の機能、土 地保有形態そして相続慣行など多側面に関わる貴重な示 唆を含んでいるが、本稿との関連で強調しておきたいの は次の点である。つまり、国王による法や裁判行政へ積 極的介入は、アングロ・サクソン末期国家論を裏付ける 証拠とされてきた。しかし紛争解決プロセスの解明が進 むなかで、これが国家システムとは独立に達成される事 例が報告されてきている⁽⁴⁹⁾。詳細は次稿に譲りたいが、 紛争解決の分野でも、王権や国家制度を相対化する主張 が出されていることは事実である。この点で鶴島氏の業 績は、両者の対立を止揚して、新たな課題を設定できる ことを示している。地域と時期を特定して導き出された 結論(ケントで地域社会の成長が確認できるのは 980 年頃であり、王権がこれを統治に活用する動きを見せる のが 1000 年頃から) は具体的かつ明確で、我々の関心 を地域的特質や時期的変化の解明に向けさせてくれるの だ。アングロ・サクソン末期国家論をより有効な議論と するためには、特定地域を対象にした通時的考察を通じ て、これをさらに練り上げていく必要がある。

2. ハンドレッド集会

ハンドレッド集会に関する情報は限定されている。それでも隣接諸科学の利用から新たな知見を見出したのがA・パントスの近業で、地名から集会の立地を確定する従来の研究の問題点を指摘し、今後の方向性を示唆している⁽⁵⁰⁾。背景から紹介してみよう。

少なくとも10世紀以降に在地行政の基本単位とされたハンドレッドが、その全体的な姿を現すのは、1086年作成のドゥームズデイ・ブックを待たなければならない。しかし各々のハンドレッドの名称はより古い時期に由来するものがあり、なかにはキリスト教への改宗以前に遡りうるものもある⁽⁵¹⁾。そして語源による解釈を包

括的に試みた O・S・アンダーソンによれば、ハンドレッドの名称は多くの場合、「集会が開かれていた場所」 a meeting-place に因んで名付けられたという。例えばノーザンプトンシャーの Spelhoe ハンドレッドは「演説するための丘」 the speech-hill を意味し、シュロップシャーの Wittery ハンドレッドは「賢人たちの木」 the tree of witan を示す。この他にも土手や石、木などが頻繁に構成要素となっていることから、集会は伝統的に野外で持たれていたと解釈できる。また、橋、浅瀬、十字路を含む名称は、それらが指す場所が、散在する住民の移動の利便性から選択されたと考えられる「52」。 地名に注目することで、住民による集会地の選択という興味深いテーマにアプローチする手法は、多くの研究者を惹き付け、アンダーソンの業績以来70年を経た今でも一般的であり続けている。

しかしパントスによれば、このことは、アングロ・サ クソン期の集会研究の進展にとって、マイナスの影響も 及ぼしている。もっとも根本的な問題は、伝統的方法で はハンドレッド名に登場する要素―場所自体であれ、特 定の物体であれ一だけが取り上げられ、実際の現場やそ の周辺から得られる知見への関心が薄いことである。発 掘調査が実施されたとしても、その範囲は名称の由来と なった単一の遺構に限定される傾向にあり、この点で考 古学研究にも影を落としている。そこで後代の資料や景 観から周辺の状況が判明する事例に目を向けてみると、 ハンドレッド名に含まれるもの以外の構造物や立地上の 特徴も、集会地の選択を左右したことが推定される。し たがって、発掘や景観についてのさらなる調査が必須で あり、その成果と地名学が結びついてはじめて、集会地 研究は、アングロ・サクソン史のなかに明確な位置を得 ることができるのだ。

考察の視野を広げることで、ハンドレッド集会の活動にかかわる情報を得ることもできる。パントスが挙げた具体例の中でもとくに興味深いのは、集会地の周辺に、物理的あるいは地名的に共通する特徴を見いだすことができるケースである⁽⁵³⁾。それは、同定された集会地の近辺に、①何らかの囲い地の痕跡が認められる場合、②「競技場」を意味する地名が発見される場合、③処刑を推測させる人骨が発掘される場合である。①に関しては、920 年代のエセルスタン第二法典が、20 ペンス以上の

価値がある商品の購入を「…民衆集会 folegemote で役人の立ち会いの下で」なければ、禁止するとの規定があることから、これが市場向け家畜のために活用されたことを指摘できるという。②や③のケースも、ハンドレッド集会の際に、裁判などの通常想定されている以上の活動があったことを推測させる。確かに、ここで紹介したパントスの議論は、従来の研究姿勢に対する問題提起の側面が強い。それでも、地名のみに頼りすぎず視野を広げて多方面からの情報を積極的に摂取すれば、ハンドレッド集会の実態に接近できる可能性を、強く示していると言えよう。

V. おわりに

本稿では、中世初期(主としてアングロ・サクソン末 期) イングランドの集会をテーマに、最近の業績の一部 を紹介してきた。研究動向の網羅的な整理ではないし、 裁判集会に関する業績は含めることができなかった。そ れでも集会への注目から得られている成果を、以下のよ うに整理することができよう。まず、集会を何かアルカ イックなもの、あるいはその存在を当然とする見方を改 めることで、具体的形態や人々の活動が現場に近いかた ちで明らかにされてきている。資史料の理解の深化と幅 広い活用を背景に、現在では、賢人会議でなされた対話 の「こだま」を聞き、州集会で「よき人々」が証言する 場面を思い浮かべ、ハンドレッド集会で住民が商業活動 やスポーツに参加するさまを想像することができる。さ らに意義深く思われるのは、集会でのこうした活動が、 より広い社会的文脈から議論されていることである。賢 人会議の現場に迫ることで浮かび上がったその機能(国 王とエリートたちとの対話を通じた合意形成) は、王権 そして王国統治の性格に関わる重要な意味を持つと同時 に、アングロ・サクソン末期国家論での主張に修正や再 考を促すものであった。また、州やハンドレッドについ て見出された住民の活動は、共同体としての成長に貢献 するとして評価されているし、さらに州集会に関しては、 王国統治における位置づけが明確にされていた。中世初 期社会を理解するためには、諸制度やトップ・ダウン型 の人間関係だけではなく、集会の現場に現れる、あるい はそこで恊働行為を通じて取り結ばれる、多様な人的結 合関係に目を向ける必要がある。集会研究が教えてくれ

るのは、まさにこの点なのである。

註

- (1) A. Pantos, "In medle oòde an þinge": The Old English vocabulary of assembly', in A. Pantos and S. Semple eds., Assembly Places and Practices in Medieval Europe, Dublin, 2004, pp. 181-201. この他に、古ノルド語に由来する ping、「話す」を意味する spell などが取り上げられている。
- (2) L. Roach, Kingship and Consent in Anglo-Saxon England: Assemblies and the State in the Early Middle Ages, Cambridge, 2013, pp. 1-3.
- (3) J. Campbell, 'The Late Anglo-Saxon State: A Maximum View', in Proceedings of the British Academy, 87, 1994, pp. 39-65, repr. in Do., The Anglo-Saxon State, 2000, London, pp. 1-30. 引用は、後者に収録されたうちの p. 10 および p. 16. この他に、Campbell, 'Observations on English Government from Tenth to the Twelfth Century', in Transactions of the Royal Historical Society, 5th Series, xxv, 1975, pp. 39-54, repr. in Do., Essays in Anglo-Saxon History, London, 1986, pp. 155-70.
- (4) S. Baxter, 'The Limits of the Late Anglo-Saxon State', in W. Pohl and V. Wieser eds., *Der frühmittelalterliche Staat europäische Perspektiven*, Forschungen zur Geschichte des Mittelalters 16, Vienna, 2009, pp. 503-13. $\succeq \leqslant \wr \subset pp. 504-8$.
- (5) Campbell, 'Late Anglo-Saxon State' (前註 3), pp. 19-21.
- (6) Baxter, 'Limits of the Late Anglo-Saxon State' (前註 4), pp. 504-6.
- (7) この批判は、例えば C. Insley, 'Assemblies and Charters in Late Anglo Saxon England', in P. S. Barnwell and M. Mostert eds., *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, pp. 47-59, esp.,p.47. ここではキャンベル (前註 3) や P・ウォーモルドの仕事が挙げられている。
- (8) Roach, Kingship and Consent (前註2), pp. 11-4.
- (9) J. R. Maddicott, The Origins of the English Parliament, 924-1327, Oxford, 2010, p. 4. また、

Roach, Kingship and Consent (前註 2)、pp. 20-1.

- (10) witenagemot は 'the king's council' とされることが多い。例えば、F. M. Stenton, Anglo-Saxon England, 3rd edn., Oxford, 1971, p. 742 の索引を参照。これでは国王の機関としてのニュアンスが強すぎるとするローチは、'meetings of the witan'としている。Roach, Kingship and Consent (前註 2), p. 3 および 25. またマディコットは 単に 'assemblies' としている。Maddicott, Origins of the English Parliament (前註 9), p. 4.
- (11) P. H. Blair, An Introduction to Anglo-Saxon England, 3rd edn., Cambridge, 2003, p. 216.
- (12) S. Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies, and Anglo-Saxon Royal Diplomas', in G. R. Owen-Crocker and B. W. Schneider eds., *Kingship, Legislation and Power in Anglo-Saxon England*, Woodbridge, 2013, pp. 17-182. この指摘は p. 30.
- (13) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註), p. 30. また、B. Hope-Taylor, *Yeavering: An Anglo-British Center of Early Northumbria*, London, 1977.
- (14) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註 12), p. 17. ローチはアルフレッド王による統治の開始 (871 年~) から、マディコットはエセルスタン王の統治 (924 年~) から考察を始めている。Roach, Kingship and Consent (前註 2): Maddicott, Origins of the English Parliament (前註 9).
- (15) S. Keynes, The Diplomas of King Æthelred 'the Unready', 978-1016: A Study in Their Use as Historical Evidence, Cambridge, 1980.
- (16) P. Chaplais, 'The Origin and Authenticity of the Royal Anglo-Saxon Diploma', 1965, repr. in F. Ranger ed., *Prisca Munimenta*, London, 1973, pp. 28-42: Do., 'The Anglo-Saxon Chancery: From the Diploma to the Writ', 1966, repr. in Ranger ed., *Prisca Munimenta*, pp. 43-63: Do., 'The Royal Anglo-Saxon "Chancery" of the Tenth Century Revisited', in H. Mayr-Harting and R. I. Moore eds., *Studies in Medieval History Presented to R. H. C. Davis*, London, 1985, pp. 41-51. 中世初期のイングラン

ドにおいて土地・特権の譲渡は、証人たちが一堂に会す る儀式を通じてなされたと広く考えられている。キリス ト教の受容とともに王文書が作成され始めた初期段階で は、その主要な機能は象徴的で、対象とされた所領の芝 土が祭壇に置かれるのと同様の意味を持っていた。譲渡 自体は証人たちの面前で行われる儀式によって効力を保 証され、その過程で王から受領者に渡される文書は、こ とに証人となった俗人たちにとっては、記録された内容 よりもむしろ、土地引き渡しを可視化する点に価値を有 していたとされる。とすれば、空白の羊皮紙でも象徴と しての機能を果たしうるから、儀式=賢人会議の「あと で」そこに詳細が書き込まれることがあったとしても不 思議ではない。S. Kelly, 'Anglo-Saxon Lay Society and the Written Word' in R. McKitterick (ed.), The Uses of Literacy in Early Medieval Europe, Cambridge, 1990, pp. 36-62. 特に、pp. 44-46 も参照の こと。

- (17) Kelly ed., *Charters of Abingdon Abbey*, 2parts, Oxford, 2000-1, pp. lxxix-lxxxiii.
- (18) Keynes, Diplomas of King Æthelred (前註 15), pp. 1-153.
- (19) Keynes, Diplomas of King Æthelred (前註 15), pp. 126-62.
- (20) Chaplais, 'Royal Anglo-Saxon "Chancery", pp. 42-3: Kelly ed., *Charters of Abingdon Abbey* (前註 17), pp. lxxxi-lxxxii.
- (21) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註 12), pp. 61-8. また、Keynes, *Diplomas of King Æthelred* (前註 15), pp. 33-9.
- (22) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 81-5.
- (23) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註 12), p. 35: Roach, *Kingship and Consent* (前註 2), p. 66 and pp. 71-6.
- (24) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 71-6.
- (25) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註 12), p. 35: Roach, *Kingship and Consent* (前註 2), pp. 45-66.
- (26) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp.

- 48-53, 60 : Maddicott, Origins of the English Parliament (前註 9) , pp. 16-7.
- (27) Maddicott, Origins of the English Parliament (前註 9), p. 17.
- (28) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 68-9.
- (29) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註 12), p. 36. 王文書作成における 'Æthelstan A' の手法は、詳細さなどの程度はやや落ちるが、これ以降ノルマン征服まで継承されたとされている。Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 33-4.
- (30) Maddicott, Origins of the English Parliament (前註 9), p. 5: R. Lavelle, 'Why Grateley? Reflections on Anglo-Saxon Kingship in Hampshire Landscape', in Proceedings of the Hampshire Field Club and Archaeological Society, 60, 2005, pp. 154-69,: Roach, Kingship and Consent (前註 2), p.43
- (31) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 30-1.
- (32) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 38-44. この時期の代表性については、S. Reynolds, Kingdoms and Communities in Western Europe 900-1300, 2nd edn., Oxford, 1997, pp. 302-3.
- (33) Keynes, 'Church Councils, Royal Assemblies' (前註 12), pp. 37-8.
- (34) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 149-52.
- (35) Insley, 'Assemblies and Charters' (前註 7)。 (36) ①については 6 例、②については 13 例が指摘されている。エセルレッド二世文書の持つこうした特徴については、すでに指摘されていた。Keynes, Diplomas of King Æthelred (前註 15), pp. 176-86: P. Stafford, 'Political Ideas in Late Tenth-Century England: Charters as Evidence', in Stafford, J. L. Nelson, and J. Martindale eds., Law, Laity and Solidarities: Essays in honour of Susan Reynolds, Manchester, 2001, pp. 68-82, esp. pp. 68-70. インスレイの仕事は、これを賢人会議での対話と捉えた点で、独創性を持つ。 (37) J. M. Kemble ed., Codex Diplomaticus Aevi

Saxonici, 6 vols , London, 1839-1848, no. 698. これは

- 本稿執筆者が具体例としてあげたものであり、インスレイが論文中で当該箇所を引用しているわけではない。
- (38) ここで例示した文言は、エドウィ王(在位 955-9年)が 956年に発給した文書に含まれる。Kelly ed.,Charters of Abingdon Abbey (前註 17), no. 67.
- (39) Roach, Kingship and Consent (前註 2), pp. 107-12. 王の「法典」がもつ歴史史料としての特質については、P. Wormald, The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, volume I: Legislation and its Limits, Oxford, 1999、および森貴子「アングロ・サクソン期イングランドにおける王の法典の史料的性格— P. Wormald, The Making of English Law を素材として一」、『愛媛大学教育学部紀要』、第 59 巻、2012 年、255 262 頁を参照されたい。法典とリテラシーをめぐる Wormald の議論に対しては、ローチによって反論が提出されている。Roach、前掲書、pp. 109-12.
- (40) 『エセルスタン第四法典』第二章: F. Liebermann ed., *Die Gesetze der Angelsachsen*, 3vols., Halle, 1903-1916, vol. 1, p. 171.
- (41) 『エセルスタン第六法典』第十二章 (一):
 Liebermann ed., Die Gesetze (前註), vol. 1, pp. 182-3
 : D. Whitelock, ed., English Historical Documents, I, c. 500-1042, London & New York, 2nd edn, 1979, p. 417.
- (42) Maddicott, Origins of the English Parliament (前註 9), 'Functions: Consensus', pp. 23-32 : Stafford, 'Political Ideas' (前註 36), pp. 73-6.
- (43) Roach, *Kingship and Consent* (前註 2), pp. 21-2, 43-4, 212-27, 235-8.
- (44) Roach, Kingship and Consent (前註 2), Chapter 8 'Symbols in Context: Ritual and Demonstration at Assemblies', pp. 161-194: Chapter 9 'Ritual and Reality: The Problem of the Sources', pp. 195-211.
- (45) Insley, 'Assemblies and Charters' (前註7), pp. 55-9.
- (46) E. g., B. Yorke, Wessex in the Early Middle Ages, London, 1995, pp. 123-5: Baxter, 'Limits of the Late Anglo-Saxon State' (前註 4), pp. 504-5.

- (47) 鶴島博和「11 世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像』、九州大学出版会、2004 年、 $347\sim73$ 頁。また、H. Tsurushima, 'The Origins of Local Society in Late "Anglo-Saxon" England', in 영국사학회、〈영국 연구〉20권 0호. 2008, pp. 349-70 も参照されたい。
- (48) この表現は別の文書にも登場する。例えば、990年に作成されたバークシャーに関する文書が、ウォーモルドによって紹介されている。 P. Wormald, 'Germanic Power Structures: The Early English Experience', in L. Scales and O. Zimmer eds., Power and the Nation in European History, Cambridge, 2005, pp. 105-24, esp., 116-20.
- (49) 例えば、Roach, *Kingship and Consent* (前註2), Chapter 6 'The Witan and the Settlement of Disputes', pp. 122-46.
- (50) A. Pantos, 'The Location and Form of Anglo-Saxon Assembly-Places: Some ''Moot Points''', in Pantos and Semple eds., *Assembly Places* (前註 1) pp. 155-79.
- (51) A. Reynolds, Later Anglo-Saxon England: Life and Landscape, Stroud, 1999, pp. 77-8.
- (52) O. S. Anderson, The English Hundred Names, Lund, 1934, pp. xxvi-xxxviii.
- (53) Pantos, 'Location and Form'(前註 50), pp. 164-70.

[付記] 本稿は、文部科学省の科研費の助成を得た「中世初期イングランドにおける地域社会の形成―ミッドランドの人的ネットワーク―」(23720366)の成果の一部である。